別表の項十九、住所の欄中「大阪府守口市早苗町六番七号」を「大阪府守口市本町二丁目五番十八号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「大阪府守口市早苗町六番七号」を「大阪府守口市本町二丁目五番十八号」に、指定の有効期間の欄中「平成十七年六月十六日から五年間」を「平成二十二年六月十六日から五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　一般国道482号改築工事（兵庫県豊岡市出石町鳥居字川クゴ地内から同市出石町鳥居字鐘巻地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県豊岡市出石町鳥居字川クゴ、字家ノ前及び字鐘巻地内

２　使用の部分　兵庫県豊岡市出石町鳥居字川クゴ、字家ノ前及び字鐘巻地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県豊岡市出石町宮内字若宮地内から同市出石町鳥居字才ノ神地内までの延長623mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道482号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び兵庫県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により兵庫県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道482号（以下「本路線」という。）は、京都府宮津市を起点とし、丹後半島を周回し、兵庫県但馬地域を東西に縦断して、鳥取県米子市内に至る延長333.3kmの幹線道路であり、地域の農業及び商業等の社会生活基盤を支えている道路である。

また、兵庫県内における本路線は、「緊急輸送道路ネットワーク計画」において第２次緊急輸送道路として位置づけられていることから、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークの一部として機能することが求められているところである。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）のうち、円山川水系一級河川出石川（以下「出石川」という。）に架かる鳥居橋は、昭和10年に架橋された橋梁で、架橋から70年以上を経過した老朽橋であり、この間６回の修繕・補強が実施されてきた。また、鳥居橋の車道部幅員は5.5mと狭小で、大型車同士の離合時には、常にどちらかの車両が停止し、対向車が徐行して通行せざるを得ないなど、円滑な交通流が阻害されており、朝夕の通勤通学時には、一般国道426号との接続点である鳥居橋東詰交差点で交通混雑が発生し、交通事故も平成15年から平成17年までの３年間で28件発生している。さらに、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の規定に基づく豪雪地帯に指定されているにもかかわらず、現道の鳥居橋と出石川左岸側の区間においては、路肩等が狭小なため冬期の堆雪幅が確保されておらず、円滑な自動車及び歩行者等の交通流が阻害されていた。

なお、平成18年１月17日、鳥居橋は、平成16年に発生した台風23号による被害に対応するための河川改修事業に伴う治水上の観点から撤去されている。

本件事業の完成により、本件区間は必要な幅員が確保されることから、交通混雑の緩和及び交通事故の防止が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、兵庫県教育委員会と協議し、順次、発掘調査を行い、文化財の保護に影響がないものとして工事着手しており、今後も適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、鳥居橋の幅員狭小及び老朽化の解消を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第３種第２級の規格に基づき、バイパス方式により２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、鳥居橋の上流約150mの地点で出石川を渡り、鳥居集落の南側外郭部に沿って、現道に至る上流側架替案（申請案）の他、鳥居橋の直下流の地点で出石川を渡り現道を西側に拡幅する現道架替案及び鳥居橋の下流約350mの地点で出石川を渡り、鳥居集落の北側外郭部に沿って現道に至る下流側架替案について検討が行われている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、現道架替案と比較して用地取得必要面積は多いものの支障物件が少なく住民に与える影響は比較的小さいこと、下流側架替案と比較して用地取得面積が少なく既存集落の接続性や通学の利便性に優れること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道において交通混雑や交通事故が発生しており、鳥居橋が既に撤去されていることからも、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である豊岡市長等からなる兵庫県国道482号整備促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。